

長野市ごみ集積所設置及び改修事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、可燃ごみ集積所又は不燃ごみ集積所（以下「ごみ集積所」という。）の衛生的及び機能的改善を図るため、行政連絡区又は住民自治協議会が行うごみ集積所設置及び改修事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2 補助金の交付の対象となる者は、行政連絡区又は住民自治協議会とする。

(補助対象事業の種類等)

第3 補助金の交付の対象となる事業の種類、ごみ集積所の要件、対象経費及び補助金額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付条件)

第4 補助金の交付の条件は、行政連絡区又は住民自治協議会が、近隣に迷惑をかけるまいようごみ集積所の維持管理を責任を持って行うこととする。

(補助金の交付申請)

第5 規則第3条に規定する申請書は、長野市ごみ集積所設置及び改修事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

(1) 設計図又はカタログ

(2) 工事見積書

(3) 土地、用水等の占用（使用）許可書の写し又は土地を使用することにつき権原を有する者の承諾書の写し（ごみ集積所改修事業においては、床面積が増加する場合又は看板類を設置する場合に限る。）

(4) 設置（改修）前の写真

(5) 位置図

3 前項に規定する書類の提出期限は、市長が別に定める。

(補助事業の内容の変更等)

第6 規則第8条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類により行うものとする。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 長野市ごみ集積所設置及び改修事業変更承認申請書（様式第2号）

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 長野市ごみ集積所設置及び改修事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）

(実績報告書)

第7 規則第9条に規定する実績報告書は、長野市ごみ集積所設置及び改修事業実績報告書（様式第4号）によるものとする。

2 規則第9号に規定する関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 完成写真

(2) 領収書の写し

3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付請求)

第8 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市ごみ集積所設置及び改修事業補助金交付請求書(様式第5号)によるものとする。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

(長野市ごみ集積所設置事業補助金交付要綱及び長野市ごみ集積所改修事業補助金交付要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 長野市ごみ集積所設置事業補助金交付要綱(昭和62年長野市告示第29号)

(2) 長野市ごみ集積所改修事業補助金交付要綱(平成12年長野市告示第215号)

別表(第3関係)

事業の種類	ごみ集積所の要件	対象経費	補助金額
ごみ集積所 設置事業	次の各号のいずれにも該当すること。 (1) ごみ運搬車の通行及びごみ積載作業が容易にできる場所に設置すること。 (2) 耐久性のある新しい材質を使用し、周囲の景観に配慮していること。 (3) 建築物(屋根を設置し、周囲を囲うものをいう。以下同じ。)又は囲い(屋根はないが、周囲を3方以上囲うものをいう。以下同じ。)であること。 (4) 建築物を設置する場合、観音開き扉、片開き扉又は外側引き戸(開口部は、0.9m以上とする。)を設置すること。ただし、交通に支障を来	ごみ集積所の設置に要する経費。ただし、用地の取得及び現に建築されている建物の解体等に要する経費を除く。	対象経費の4分の3以内の額とし、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。ただし、次の各号に掲げるごみ集積所の床面積の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。 (1) 建築物で、2.0㎡以上3.3㎡未満のもの 7万7,000円 (2) 建築物で、3.3㎡以上のもので 11万円 (3) 前号のうち、市長が美観上特に優れ、周囲の景観と調和すると認めるもの又は構造上特に優れ長期間の使用に耐えると認めるもの 22万円 (4) 囲いで、2.0㎡以上の

	<p>たす場所においては、外側引き戸（開口部は、0.9m以上とする。）を設置すること。</p> <p>(5) 床面積が 2.0㎡以上のものであること。</p> <p>(6) 連棟式のものである場合は、可燃ごみ集積所と不燃ごみ集積所が完全に間仕切りされていること。</p>		もの 6万円
ごみ集積所改修事業	<p>ごみ集積所改修後に、次の各号のいずれにも該当すること。ただし、ごみ集積所用看板類については、第4号に該当する場合に限る。</p> <p>(1) ごみ運搬車の通行及びごみ積載作業が容易にできる場所に設置すること。</p> <p>(2) 建築物又は囲いであること。</p> <p>(3) 床面積が、2.0㎡以上であること。</p> <p>(4) 耐久性のある材料を使用し、周囲の景観に配慮していること。</p> <p>(5) 建築物の場合、観音開き扉、片開き扉又は外側引き戸（開口部は、0.9m以上とする。）のものであること。ただし、交通に支障を来たす場所においては、外側引き戸（開口部は、0.9m以上とする。）のものであること。</p>	<p>ごみ集積所の改修（拡張を含む。）に要する経費（用地の取得に要する経費を除く。）並びにごみ集積所用看板類及びごみ集積所用ネット類の購入に要する経費。</p>	<p>対象経費の2分の1以内の額とし、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。ただし、次の各号に掲げる区分（ごみ集積所については、改修後の床面積）に応じ、当該各号に定める額を限度とする。</p> <p>(1) 建築物で、2.0㎡以上3.3㎡のもの 5万円</p> <p>(2) 建築物で、3.3㎡以上のもので、7万円</p> <p>(3) 前号のうち、市長が美観上特に優れ、周囲の景観と調和すると認めるもの 10万円</p> <p>(3) 囲いで、2.0㎡以上のもの 4万円</p> <p>(4) ごみ集積所用看板類（1台） 1万円</p> <p>(5) ごみ集積所用ネット類（ごみ集積所ごとに1枚） 5,000円</p>